

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日）

京都市条例第36号）（市会事務局政務調査課）

政務調査費の使途の透明化を図るため、政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員は1件につき50,000円以上の政務調査費の支出（人件費及び事務所費に関するものを除く。）に係る領収書等の写しを議長に提出しなければならないこととするとともに、何人も当該領収書等の写しの閲覧を請求することができることとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第36号

京都市政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

京都市政調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「報告書」を「報告書等」に改め、同条第1項中「の各号」を削り、「を議長」を「に1件につき50,000円以上の支出（第3号コ又はサに該当するものを除く。）に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等」という。）を添えて、議長」に改め、同項第3号才及びカを次のように改める。

才 広報費

カ 資料作成費

第12条第1項第3号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 資料購入費

第12条第2項中「の各号」を削り、「を議長」を「に領収書等を添えて、議長」に改める。

第14条中「収支報告書」の右に「及び領収書等」を加える。

第15条第1項中「収支報告書」の右に「及び領収書等」を加える。

第16条の見出し中「収支報告書」の右に「及び領収書等」を加え、同条第1項中「収支報告書」の右に「及び領収書等」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第2項中「収支報告書」の右に「及び領収書等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、非公開情報（京都市会情報公開条例第9条に規定する非公開情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書及び領収書等を閲覧に供するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に政務調査費の交付を受けた会派又は議員について適用し、同日前に交付を受けた会派又は議員については、なお従前の例による。